

令和4年(2022年)12月紀北町議会定例会会議録

第2号

招集年月日 令和4年12月7日(水)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 令和4年12月13日(火)

出席議員

1番	脇	昭博	2番	宮地	忍
3番	岡村	哲雄	4番	大西	瑞香
5番	原	隆伸	6番	東	篤布
7番	奥村	仁	8番	樋口	泰生
9番	太田	哲生	10番	瀧本	攻
11番	近澤	チヅル	12番	入江	康仁
13番	家崎	仁行	14番	平野	隆久

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	中 村 吉 伸	総 務 課 長	水 谷 法 夫
財 政 課 長	上ノ坊 健 二	危機管理課長	長 井 裕 悟
企 画 課 長	玉 本 真 也	税 務 課 長	玉 津 裕 一
住 民 課 長	世 古 基 樹	福祉保健課長	上 村 毅
老人ホーム 赤羽寮長	近 藤 大 志	環境管理課長	宮 本 忠 宜
農林水産課長	岩 見 建 志	商工観光課長	塩 崎 清 人
建設課長補佐	川 口 和 志	水 道 課 長	家 倉 義 光
海山総合支所長	森 岡 純 司	教 育 長	中 井 克 佳
学校教育課長	直 江 仁	生涯学習課長	直 江 憲 樹

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	直 江 和 哉
書 記	源 口 晴 子	書 記	佐々木 猛

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

5 番 原 隆 伸	6 番 東 篤 布
-----------	-----------

議事の顛末 次のとおり記載する。

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

また、井土建設課長が所用で欠席のため、川口建設課長補佐を代理出席させることを許可いたします。

入江康仁議長

ここで少しお時間をいただきまして、教育長から12月7日の議案第51号の奥村議員の質疑に対する答弁について教育長から訂正の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

中井教育長。

中井克佳教育長

おはようございます。

議案第51号 紀北町立幼稚園条例の一部を改正する条例について、12月7日に行いました私の奥村議員様からのご質問に対して十分な説明ができておりませんでしたので、次のように説明の修正をさせていただきます。

まず、奥村議員からいただきました海山地区の幼児教育の状況、このことについてご説明する中で過去4年幼稚園を選んでいただいておりますと説明いたしました。この説明に関しては、過去4年、ふなつ幼稚園入園事前アンケート調査の結果、入園希望者が極めて少ない状況のため休園せざるを得ず、ふなつ幼稚園をいただいておりますと説明するところでした。言葉に説明の言葉が足らなかったことを併せておわび申し上げます。修正のほうどうぞよろしく願いいたします。

入江康仁議長

ただいまの教育長の申し出のとおり、発言の訂正を許可いたします。

それでは、引き続き会議を進めます。

入江康仁議長

本日の日程については、お手元に配付した議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

また、本日の会議におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策を実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、傍聴者におきましても、ご協力をお願いいたします。

入江康仁議長

それでは、ご報告申し上げます。

本定例会において、6人の議員から一般質問の通告書が提出されました。

一般質問について、本日は3人、14日の本会議で3人ということで、2日間で運営をさせていただきたいと思っております。

なお、会議の終了時間でありまして午後5時までに予定する通告者の質問が終了するような場合においても、その時点で会議を閉じることといたしたいと思っておりますので、ご了承ください。

入江康仁議長

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1

入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

5番 原 隆伸議員

6番 東 篤布議員

のご兩名を指名いたします。

日程第2

入江康仁議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第2項の規定により、通告書は去る12月6日に締め切り、既に執行機関に通知済みであります。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で質問者に対し周知することにいたします。

また、今回から会議規則第51条の2の規定により、町長等による反問を認めることにいたします。

なお、反問に対する答弁の時間は、議員の持ち時間を含めないこととなっております。

質問の方法については、会議規則第50条ただし書により、議員の質問は全て質問席から行うことを許可いたします。

最初に通告した全ての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について1項目ずつ質問することも可能であります。

また、一般質問は通告制でありますので、通告の内容に基づいて行っていただき、要望やお願い、お礼の言葉を述べないよう、十分注意していただきますようお願いいたします。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることと思っておりますので、基本的には町長から答弁をしていただき、数字的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力をくださるようお願いいたします。

それでは、1番 脇昭博議員の発言を許します。

1番 脇昭博議員。

1番 脇昭博議員

1番 脇昭博。議長の許可を得ましたので、通告のとおり令和4年12月議会における一般質問をさせていただきます。

初めに、質問1から行います。

まず、避難所の収容人員の算定について質問をいたします。

現在、紀北町の指定避難所についてホームページには災害が発生した場合、発生するおそれのある場合、緊急的・一時的に避難する施設とあります。その資料によりますと、町内に77か所、全収容人員2万9,000名となっております。

現在、緊急避難的な津波避難等の場合では1人当たり1平米が必要とされていますが、1平米というのは立ったまま、または座った状態です。隣の人とは肩が触れ合ってしまうほど狭いです。1.65平米という基準もあろうかと思いますが、これは畳1枚分の面積で、かろうじて横になれる広さです。

現在、新型コロナ等の感染症の流行により、1人当たりの必要面積は増加し、現在、緊急時以外では3.5平米から避難期間によっては7.7平米が必要とされています。

先般、当町で行われた三重県の防災訓練においても感染症に対応した面積となっております。収容人員について海山地区の避難所の1例を挙げます。令和3年8月時点で、潮南中学校は避難区分で地震、高潮、浸水、土砂が指定され、全ての災害について収容人員は2,350名となっております。浸水時には2階以上、津波避難時には4階にしか避難できないと思いますが、全て同じです。

つきましては、現在の紀北町における避難収容人員の算定根拠をお答えください。また、現在の指定避難所について収容人員の算定について見直す予定があるかどうかもお聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

今日から2日間一般質問どうかよろしくお願いを申し上げます。

協議員のご質問でございます。

避難所の収容人員の算定についてでございますが、各避難所における収容人員の積算につきましては1人当たり1㎡として隣接者と上下左右の間隔を1m取ることで、スペースとしては3㎡としておりますが、各施設のレイアウトにより異なっているところでございます。

また、感染症対策に対応した避難所における収容人員ですが、特に新型コロナウイルス感染症対策につきましては紀北町避難所運営マニュアルを基準とし、感染を未然または最小限に抑え、円滑な避難所運営を目的にまとめた別冊を作成させていただき、事前避難対象施設におきまして施設ごとのカルテを作成し収容人員を定めているところでございます。

その他の施設につきましてもコロナウイルス感染にかかわらず感染症予防対策として避難された方の手指消毒や検温、体調管理など衛生健康管理をお願いしております。感染症に対応した収容人数等を明記していないことから、今後、明記できるように努めてまいりたい、そのように考えます。

入江康仁議長

協議員。

1番 協昭博議員

すみません、さっきの中で避難者の間隔を1mと1mという、で3平米というふうにお話があったんですけども、それで間違いございませんか。

尾上壽一町長

議長、担当課長から答弁いたさせます。

入江康仁議長

はい。

長井危機管理課長。

長井裕悟危機管理課長

ただいまのご質問なんですけど、基本なんですけど1mの積算でさせていただいておりますが、間隔を各1m取らせていただきまして、1㎡の面積に対しまして1m、1m、1mの間隔を取らせていただいております。確保できる面積としては3㎡にはなるんですけど、実際今避難所の一覧のほうで面積出させていただいておりますのは、1㎡のほうで積算のほうさせていただいております。

以上です。

入江康仁議長

協議員。

1番 脇昭博議員

ご回答ありがとうございました。

次に、次の質問に移ります。

次に、町内の指定避難所の指定基準について質問をいたします。

地域防災計画の風水害等対策にあるように、準備体制から警戒体制に移行し、早期避難の決定または住民の自主避難が始まった場合、避難所の開設及び運営がされるとあります。これは事前避難所のことですね。津波以外の災害から住民の命を守るためには、安全な避難所に事前避難することが重要と思われま

す。そこでお聞きします。避難所を指定される場合の具体的な基準はあるのか。現在、民間の施設も指定されておりますが、なぜ民間施設も指定されているのか、指定の際に耐震性の確認は行っているのか、それと指定の際の覚書など契約書等書類があればお示してください。

また、渡利区から紀北健康センターを避難所として利用できるように数年にわたり要望しておりますが、別の避難所を利用するようになると毎回残念な回答があります。現在、民間施設も避難所と指定されているのに、住民の税金で造られ、運営にも町費が投入されている施設をなぜ避難所として指定できないのか。避難については風水害時の事前避難なので、道路の冠水等は指定しない理由とはならないと考えます。

先日、災害時要配慮支援の避難について講演があり、介護等が必要な避難者支援や避難場所の確保が重要になると説明がありました、風水害時の事前避難に安全な2階以上に避難でき、かつ、多目的トイレなど要配慮者が必要とする設備がある施設は、現在、紀北町内には紀北健康センター、相賀小学校校舎、役場本庁舎しかありません。この3施設を要配慮者が避難できる施設として明示し、避難所の指定をすることが重要だと考えます。

つきましては、避難所の指定基準、民間施設の指定理由、紀北健康センターを指定できない理由、この3点について質問いたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、指定避難所の指定についてお答えをさせていただきます。

災害対策基本法に掲げられております想定される「災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案いたしまして、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。」

となっております。政令で定める指定避難所の基準とは、避難のための立ち退きを行った居住者等または被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模のもの、速やかに被災者等を受け入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造または設備を有するものであること、想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであることなど内閣府令で定める基準に適合するものであることであります。

これらを踏まえまして、町内にある指定避難所につきましては津波災害の後、一定期間滞在することができる避難所を町内25か所、津波襲来時以外の避難所をそれぞれ災害別で設置しているところでございます。

民間施設の指定理由につきましては多くは寺であると考えられますが、指定に至っての経緯について定かではございませんが、お寺は畳の部屋や境内など炊き出しできるスペース、比較的高台にあるからではと推測しているところでございます。

また、紀北健康センターを指定避難所としていないのは、本地地区から渡利地区から何度もご要望いただいております。この点については大変申し訳なく思っているところでございますが、近くの水路が危険なこと、道路や周囲が冠水することがございます。これが一番の大きな原因で指定避難所としておりません。

また、議員がご指摘のように事前避難であれば関係ないということでございます。全くそのとおりでございますが、我々としては指定避難所と指定すればピーク時等の避難等もそちらに来られることもございますので、そういうことに対しても配慮してのことでございます。

また、事前避難所といたしましては、海山総合支所別館、生涯学習センター、そして潮南中学校などございますので、我々としては事前避難場所は長島地区、海山地区も設定させていただいておりますが、できるだけ長時間になりますので、その期間は少しでも避難所運営等のことも考えて、できるだけそちらのほうへ集中していただいて、職員等も張りつけていけるように、そのような考えもございまして、今のところ健康センターを指定していないというような理由でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

入江康仁議長

協議員。

1番 脇昭博議員

先ほどのお答えの中に海山総合支所というのがございましたが、海山総合支所は指定避難場所には指定されておられません。この矛盾についてどうお考えなのか。

それと、将来、将来というか紀北健康センターを指定避難所として指定できる余地はある

のか。まず、先ほどおっしゃったように道路冠水については、誰も道路冠水したところに入っていきません。事前避難として避難所指定をしてください。

それと、先ほども言いましたように、要支援者について多目的トイレというのは町内3か所しかないんですね。その3か所しかない場所を指定できない理由、これを答弁お願いします。

入江康仁議長

長井危機管理課長。

長井裕悟危機管理課長

すみません。海山総合支所の関係なんですけど、避難所の一覧表のほうには現在載っておりません。ただ、事前避難所としての位置づけをさせていただいておまして、実際事前に避難していただく場合に、行政無線等によりまして避難の情報を流させていただきたいと思えます。

今後なんですけど、一覧の表のほうにつきましても見直しを随時かけていきたいと思えますので、更新時また掲載のほうさせていただくことになるかと思えます。

以上です。

入江康仁議長

協議員。

1番 脇昭博議員

次に、指定避難場所の災害別区分について質問いたします。

現在は地震、高潮、大雨による浸水・土砂災害が指定されていますが、一例ですが、現在海山体育館は地震時、大雨の土砂災害について避難可となっております。ただ、地震のときに建物内に避難するのは危険ですし、当地域は南海トラフの地震被害が想定され、地震後20分で5m以上の津波が来襲する予定となっております。津波浸水区域にある建物に地震時に避難させるのは危険と思えますし、地震時は指定緊急避難場所の高台等に避難するのが通常だと思います。

また、大雨災害について地域防災計画では風水害対策と記述され、大雨や暴風を含んだ災害となっております。現在の災害別欄には暴風欄がありませんが、最近でも暴風による家屋の被害は発生しております。

また、現在、三重県のホームページで知る限り、当町は高潮による浸水区域には指定されておませんが、紀北町の高潮による浸水被害想定資料があればお示しください。

そこで、指定避難場所の災害区分についての設定根拠を質問いたします。また、現在の避難指定区分を見直すお考えがあるかどうかをお聞きいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、地震等の区分の指定基準についてお話をさせていただきます。

議員がおっしゃられる避難所の災害別で地震とある箇所のことを特にご指摘いただいたと思います。避難場所については襲来時、津波の襲来以外の避難所、場所と所ということで一応区分をさせていただいております。

あくまでも津波の可能性がある場合は、議員がおっしゃるとおりでございます。高台などへの避難をお願いしたく、津波が収束した後には避難していただく場所が津波浸水域外に25か所がございます。それ以外の地震指定をしている避難所につきましては、津波を想定していない地域、例えば内陸部や日本海側での震源の地震で、お住まいの住居が倒壊してしまった、もしくは倒壊のおそれがある場合など、避難生活を余儀なくしていただく場所として位置づけをさせていただいております。

ただ、地震イコール津波として考えられることがほとんどだと思いますので、指定避難場所一覧についての災害別については、今後注記を入れるなど誤解を招かないように工夫をしていきたいと思っておりますし、また自治会とか自主防災会につきましてこれらを周知し啓発していきたいと、そのように思います。

高潮被害想定資料につきましては、現在、町にはございませんが、近年、潮位の異常が発生することもありますので、これらも含めて情報収集には努めてまいりたいと、そのように考えております。

指定避難所の災害区分についての設定根拠でございますが、地震指定については昭和56年6月1日以降の建物、高潮指定については沿岸部以外の建物または沿岸部でも影響のない2階建ての建物、浸水指定については洪水浸水区域外の建物で河川氾濫等の浸水の危険がある区域は指定しておりませんが、浸水区域内でも影響のない2階建ては指定している場合もございます。

土砂指定につきましては、土砂災害警戒区域外の建物で三重県が指定する土砂災害警戒区域、急傾斜崩壊可能性地域は指定しておりません。

避難指定区分の見直しについては、ハザードマップの見直しなどによりデータ更新が必要

になる場合は今後も随時見直しを図っていきたいと、そのように考えます。

入江康仁議長

協議員。

1 番 協昭博議員

ご回答ありがとうございました。早急な見直しをお願いします。

次に、避難所運営マニュアルについて質問いたします。

近年は異常気象や大型化した台風が頻繁に発生し、いつどこに風水害被害が起こるか予測できません。風水害から住民を守るために事前避難が最重要と考えます。地域防災計画にも早期避難の決定についての記述がありますが、避難所を確保するとしかありません。地域運営マニュアルについて過去の一般質問の中に、平成28年3月に作成され、平成31年には見直したいと町長の回答があり、地域防災計画にも地域防災マニュアルの記述がありますが、ホームページ上では検索できません。資料があるなら提出していただきたいと思ひますし、ホームページにも掲載していただきたいと思ひます。

さきの質問にも関連しますが、避難所の指定方法や収容人員の見直し、災害区分の見直しを行い、各避難所の平面、配置、地理的条件を踏まえて事前避難に対応した避難所運営マニュアルが各地区の避難所別に必要かと思ひます。当然大規模災害後の長期にわたる避難所運営マニュアルも必要です。それらを紀北町のホームページ上にアップし、住民が避難の参考にできるようにすることが重要かと思ひます。

現在、内閣府のガイドラインで警戒レベル3で高齢者等避難、レベル4で避難指示、レベル5で緊急安全確保となっておりますが、どの警戒レベルでどこの避難所が開設されるのか、また、自主避難の際に各地区の住民はどこの避難所に避難すればよいかも記載ありません。

住民を被害から守るためには全ての避難所について実態に即した事前避難場所の指定と早期の避難所開設及び運営をするために避難所別の運営マニュアルを作成する必要があると思ひますが、町長のお考えをお聞きしたいと思ひます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

施設ごとのマニュアル作成についてでございます。

議員おっしゃるように、これは本当に必要ではないかと思っておりますし、避難所運営についてはやはり地域の皆さんに運営していただくのが本来でございます。役場の職員が

200名少しの中でそれぞれ張りつくことも難しいことですので、そのところはおっしゃるとおりでございます。そういう中でお答えをさせていただきます。

事前避難所としては高齢者等避難の情報を発する前に避難開始を促すために、海山地区は海山総合支所別館や三船中学校など4か所、紀伊長島地区は東長島公民館や三浦小学校など4か所の8か所を開設するようにはしております、開設時には防災行政無線により周知を行っております。

ただ、それ以外の避難所につきましても、当然避難される方もおられますことから、避難された場合はご連絡くださいといったような掲示をさせていただき、避難者の把握に努めております。

また、地域自主防災会、自治会などにより避難所を開設していただいている場合もございますことから連携を密に取っていききたいと、そのように考えております。

紀北町避難所運営マニュアルにつきましては、令和5年5月に改正をさせていただきましたが、議員ご指摘のように町ホームページへの掲載には至っておりません。

各避難所別の運営マニュアルにつきましては、運営していただく地域の方に紀北町避難所運営マニュアルを基本に運営をしていただくこととなりますから、地域の実情を踏まえたマニュアル作成の協力をお願いしたいと考えておりますので、今後も自主防災会、自治会への周知も行って、広く住民の方々に提供できるよう努めてまいりたいと、そのように思います。

ごめんなさい。訂正させていただきます。

令和元年を令和5年と読んだそうですので、令和元年と訂正をお願いします。

入江康仁議長

協議員。

1番 協昭博議員

ご回答ありがとうございました。

入江康仁議長

協議員、先ほど言ったように、お礼とか答弁に対してのお礼でありかとうという言葉は必要ないんで、そこだけ気をつけてください。

1番 協昭博議員

次に、緊急指定避難場所についてですが、緊急指定避難場所は津波等の避難場所ですが、現在は存在せず避難できない施設も指定されたままとなっておりますので、早急な見直しをしていただきたいと思います。このことの回答は不要です。

次に、次の質問に移ります。

公共施設の感染症対策について質問いたします。

新型コロナが流行してから3年近くになりますが、紀北町の公共施設、特に教育施設についてお聞きします。

飛沫感染において当初より換気の重要性が示されてきました。ちなみに、航空機では3分に1回、某ファミレスでも5分に1回室内の空気が入れ替わります。回数に直すと1時間当たり20回と12回です。現在の建築基準法では1時間に0.5回が最低基準となっておりますが、ほとんどの施設は1回程度だと思われま

す。環境省では、30分に1回の窓開放の室内空気の全入替え、または機械換気により1人1時間当たり30立米以上の換気が必要とされております。窓開け換気も有効だとしておりますが、窓開け換気では汚染された空気が拡散される状態となるため、飛沫を思わぬ方向へ広げてしまい予期せぬ人に感染を広げてしまうおそれがあります。また、無風状態では空気の入替わりは行われません。機械換気設備により空気の流れをつくり一方向の換気、特に天井面からの排気が重要かと思

います。環境省の30分に1回、1時間当たり2回の換気では最小基準ですので、せめて3回程度の換気が必要と思われま

す。相賀小学校の教室について計算してみましたが、換気扇による換気性能が1階教室で1時間当たり700立米、2階は1,000立米となっております。1時間当たり

にすると1階は2.9回、2階は4.1回の換気です。2階は基準を満たしておりますが、1階の教室についてはあと少しの設備追加で基準を満たし窓開け換気は不要となります。

換気扇の1か所当たりの設置費用は非常に安く、場所によっては数万円程度で設置可能かと思

います。現有の公共施設の機械換気性能を把握し、機械換気による感染症対策を行うことが重要かと思

います。そこで、公共施設、特に教育施設において換気設備が増設されたケースがあるかどうかを質問いたします。また、今後換気が不十分だと把握された施設について増設されるお考えがあるのかどうかもお聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

協議員におかれましては、専門的な観点からご指摘をたくさんいただきました。それで、その上で答弁をさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、換気については手指消毒の実施等と同じように、感染症の感染拡大防止を図る上で大変有効な手段だと考えております。

特に、感染力の強い新型コロナウイルス感染症におきましては、マスクを着用していても換気の悪い場所でのエアロゾル感染が確認されておりますので、季節を問わず、換気が重要であると認識をしております。

また、ご質問の公共施設に換気設備の追加設置が行われた実績があるかということ、また、今後、追加の予定があるかについてでございますが、追加的な設置は行われておりませんが、現時点のところでは今考えていないところでございます。

現在、どの施設におきましても、感染拡大防止対策といたしまして、季節を問わず、国、県の指針等を踏まえまして、窓やドアを開放するなどして、換気には十分注意を払い実施しているところでございます。本町の公共施設内におきましても、現時点ではそういった施設内での大きな感染拡大が引き起こされていない状況からいたしましても、現時点での対応は一定の効果が出ているものだと思っております。

議員ご指摘のように、2方向同時に開けて風の通しをよくするなど、換気を実施しているような次第でございますが、今後、議員も場所によってというお言葉を使われました。そういうことからすれば、風通しの悪いところとかそういった場所によって機械の導入の設置の必要などもあるのではないかと考えますので、これからも検討をしていきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

協議員。

1番 脇昭博議員

以上で私の一般質問を終了いたします。

入江康仁議長

これで脇昭博議員の質問を終わります。

入江康仁議長

ここで10時25分まで暫時休憩といたします。

(午前 10時 07分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 25分)

入江康仁議長

次に、7番 奥村仁議員の発言を許します。

7番 奥村仁議員。

7番 奥村仁議員

マスクを外します。

入江康仁議長

はい、どうぞ。マスクを外してください。

7番 奥村仁議員

おはようございます。

7番 奥村仁。議長の許可をいただきましたので、令和4年12月議会における一般質問をさせていただきます。

この議会から、議長も言われましたけれども、執行部は議員の質問に対しての反問権が行使できるようになりましたので、我々もこれまで以上に緊張感を持ち、質問の趣旨や意図についてより明確にし、答弁を求めていこうと思います。

今回は広域ごみ処理施設建設と当町のごみ処理についてと通告をいたしました。

現在、当町は、東紀州5市町にて東紀州環境施設組合を設立し、広域ごみ処理施設建設に向け取り組んでいるところであります。我々町民にとってごみ処理というものは生活していく中で避けて通ることのできない問題ではありますが、反対にふだんの生活の中では割と目を向けていない部分でもあるというふうに思います。

ただ、このごみ処理に係る費用というの大きなもので、令和3年度では5億5,900万円でありました。処理量は災害分を抜くと年間6,052 tであり、東紀州5市町では一番多いのが現状であります。

紀北町議会では、この広域ごみ処理施設建設に向けた計画について初めて説明を受けたの

が平成30年2月16日の全員協議会でありました。このときに説明を受けたのが建設候補地として中部電力三田火力発電所跡地でありました。この後何転かして現在に至っているわけですが、それぞれの経緯については後ほどに触れていこうと思います。

まずは、通告いたしました現在の可燃ごみ等の処理状況とそれに係る費用についてお聞きします。

現在の可燃ごみの処理に関する施設は、紀伊長島リサイクルセンター、海山リサイクルセンター、環境衛生センターの3施設で、事業としてはごみ収集処理事業、資源ごみリサイクル事業があり、それぞれに係る人件費を合計したものが先ほどの令和3年度の5億5,900万円になると思います。令和3年度についてはこれに東紀州環境施設組合への負担金として2,221万7,000円がかかっていると思います。

現状の可燃ごみ収集から資源ごみリサイクルに関する一連の業務の流れについて確認したいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、奥村議員のご質問にお答えさせていただきます。

どの程度までお話しすればいいかちょっと分かりにくいので、またあれだったらご指摘ください。

広域ごみ処理施設と本町のごみ処理に伴う現在の可燃ごみ等の処理状況と運用費用についてでございます。

本町における可燃ごみ処理の処理状況といたしましては、紀伊長島地区に紀伊長島リサイクルセンターと環境衛生センター、海山地区に海山リサイクルセンターがございます。

紀伊長島リサイクルセンターにつきましては、一般可燃ごみをRDF化して処理をしているところでございます。また、環境衛生センターにつきましては、各地区の資源ごみステーションに出された資源ごみの収集と不燃廃棄物の受入れを行っているところでございます。

一方、海山リサイクルセンターにつきましては、一般可燃ごみを固形燃料（RDF）化して処理しておりますとともに、センターの一面で各地区の資源ごみステーションに出された資源ごみの集積を行っているところでございます。

これらの各一般ごみの処理に対する費用につきましては、令和3年の数字は議員おっしゃっていただいたんで、令和4年度の予算額ということでお話しさせていただきますと、6億

234万円となっております。

現在、東紀州2市3町による東紀州広域ごみ処理施設整備を推進しておりまして、令和10年の稼働を予定しているところでございますが、それまでの間、現在の2施設あるリサイクルセンターの適切な管理運営に努めていきたいと、そのように考えております。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

各紀伊長島と海山でリサイクルセンターがあって、海山についてはリサイクルセンター内で分別等を行うということで、紀伊長島についてはリサイクルセンターと分別部分の環境衛生センターが残っているというところだというふうに理解しております。

その中で、このごみ収集をする事業を委託してされるわけなんですけれども、ごみ収集をする収集車と各センターに持ち込まれるごみ等があると思います。その持ち込まれるごみ等について、現在は各リサイクルセンターへ持ち込む形で一般の町民がごみを持ってくるのもやっているわけなんですけれども、これについては今後この広域ごみ処理施設が稼働していくという中で、令和10年度稼働ということなので、それに向けてこの事業についてどのようにやっていくのかということですが、今までいろんな説明をいただいていく中で、広域ごみ処理施設が稼働したときの町内のごみの収集であったり、今やっているリサイクルについての事業の施設の在り方であったり、施設がいなくなった部分の取壊しの費用であったり、そういう部分に関してはあまり触れてきていないのが現状だと思いますので、現在の中で町としてその施設の今後の在り方をどう考えておられるのかお聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、議員ご指摘の持込みの部分についてお話しさせていただきます。

両リサイクルセンターにごみ集積の中間の場所をつくって、住民の方が持ち込まれるごみが、例えば尾鷲市にできたとしてもそこまで行かなくてもいいような法則を今のところ考えております。また、収集についても今の現状の流れでいくのではないかと考えております。

いずれにしろ、広域のごみ処理施設が完成に向けて今やっていますので、今の段階でもしも建ったときにリサイクルセンターを壊すとかいろいろな活用の仕方というのは今まだ検討しておりませんが、住民の皆さんのごみ収集に関わる部分については、今まで以上のご不便

をかけることがないように努力してまいります。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

現状の形で住民の方が尾鷲まで運ぶことがないようにやっていくつもりですというのが答弁やったと思うんですけども、そうすると、紀伊長島の住民の方には何らかの形で今のリサイクルセンターでゴミを中継すると、海山に関しては海山のリサイクルセンターで中継をするというところで、ただ、RDFの処理、処理というかRDF化していくという部分については不要な施設になってくるので、その施設をどうしていくかということについては、今後の広域ごみ処理施設の負担金とプラスしてその部分というのを紀北町がもっていかなければならないという部分だと思うので、これについても今考えていないとか、そういう答弁やったと思うんですけども、考えていく必要があるというふうに思うのですけれども、これを整理していくに当たっては費用として一体どれぐらいかかる予定なのか。多分積算されていないので答弁しにくい部分だと思うんですけども、どういうふうにしていこうというところがあるのかお答えいただきたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

年々老朽化が進んでまいります。たとえ広域のゴミがなくてもいずれこれらの2つの施設については、撤去なり転換なりが必要な時期が来るものだと思っておりますが、相当大きな建設物、また中に入っている機械も大きいんで、金額的には相当大きな金額になろうかと思えます。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

相当大きな金額になるという部分を今後この広域ごみ処理施設が稼働した場合にはプラスして費用がかかってくるものというふうに理解したいと思います。

その中で、各業務での職員配置であります。これについても広域ごみ処理施設が稼働したとしても各リサイクルセンターの位置で、リサイクル事業も必要だと思うので、職員の配置というものが必要になると思いますが、現在、配置されている職員の数に対して、今後職

員の人数の必要性に関してはどのようになっていくのかというところをお聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

一定の中間処理、集積そういったものもやらなければいけないですし、資源ごみの部分がありますので、そういった人件費等については同じようにかかるものだと思っております。

そして、いかに広域ができた場合、広域での人件費等減らさなければいけないかという話もその中には出てくると思いますが、自分たちの町だけで処理しなければいけないこと、また、住民の皆さんに不便をかけてはいけないことに対する人的措置は取っていきたいと思いますが、我々としたしましては、今人の雇用の仕方そういった部分、いずれにしろ小さくなっていく人口も踏まえて、そういう採用形態を取っているところでございます。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

この先をお話ししようと思うと、広域ごみ処理施設建設についての話になってくるので、次の2番目の広域ごみ処理施設建設に向けての当町の取組姿勢についてに入ります。

先ほど冒頭でもお話ししましたが、我々は従前の建屋を利用しての建設予定について説明を受け、現地視察なども行いましたが、その後、数回の変更を聞かされ、現在は市営球場を建設予定地としております。

建設予定地を提供する尾鷲市からは様々な反対意見が聞こえてくるところでありますが、広域での建設が今後5市町にとって重要なごみ処理政策の課題であるとするならば、地域住民との信頼関係はしっかりと守り、協力し合い、地域の発展を一緒に考えていかなければなりません。

当町は、5市町の1町としてどのような取組姿勢でいるのかお答えいただきたいと思えます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、広域ごみ処理施設と当町の位置づけというか、どういう考え方かということ答弁させていただきます。

広域ごみ処理施設整備についての建設地といたしましては、当初議員もおっしゃっていた尾鷲市の旧三田火力発電所構内の建屋や定期点検用地を建設予定地として検討していたところでございます。

その後、燃料基地用地を加えて検討しておりましたが、双方とも調査の結果、5市町での合意に至らず、代わって尾鷲市宮野球場用地を建設予定地と定めて現在に至っているところでございます。

現在のところ、令和3年4月1日に設立いたしました東紀州環境施設組合におきまして、東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画策定等及び生活環境影響調査などを進めており、令和10年度からの稼働を目指しているところでございます。

なお、東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画策定につきましては、学識経験者、有識者、住民代表からなる策定委員において作成中でありまして、既に住民説明会を行い、現在はパブリックコメントを実施し、広く5市町の住民の方々からのご意見を募集しているところでございます。

なお、建設用地である尾鷲市野球場の周辺施設、また、そして5市町においてもしっかりとこういった基本計画や環境影響調査を説明することが大変重要だと思っております。生活環境影響調査の結果が出ましたら、より具体的な説明が可能になると考えております。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

全体の中の1町としてというか、広域ごみ処理施設の広域の中の1つとして全体でやらなければならないというところは、今までもずっと答弁をしていただいていたところなんですけれども、反対の意見というのがかなり聞こえてくる中で、環境の調査がこの令和4年度の予算で行われているところでありまして。その環境調査が終わらなければ次へ進めない、いろんな説明を受けながら我々はその予算についても認めてきたところでありまして、我々も責任を持って接していかなければならないというところがあると思うところでありまして、我々議会に対して説明をしていただいた流れ、全体の流れは町長が答弁された中に入っていたんですけれども、説明をいただいた流れというのがほとんど全協での説明であります。

その流れについて改めて順を追ってどの時期にどういう説明があったのかというところを改めていただきたいと思っております。

尾上壽一町長

議長、担当課から答弁いたさせます。

入江康仁議長

はい。

宮本環境管理課長。

宮本忠宜環境管理課長

それでは、広域ごみ処理施設整備に向けましたこれまでの議会全員協議会等のご説明の流れといたしますか説明させていただきます。

まず、平成30年2月16日に、全員協議会において広域ごみ処理施設についてということで建設予定地が尾鷲の旧尾鷲三田火力発電所敷地内ということでご説明をまずさせていただきます。

続きまして、同じく30年の6月5日におきましても、広域ごみ処理建設についてということで建設候補予定地等について説明させていただきます。

続きまして、平成31年2月21日におきましては、一部事務組合設立の準備会についてのご説明をさせていただきます。

同じく、同年5月9日には、建設予定地に視察をしていただいていると思います。

続きまして、同年8月26日には、東紀州広域ごみ処理に係る中間報告ということで、三田火力発電所の用地の調査結果等のご報告をさせていただきます。

続きまして、同年、令和元年11月25日におきましては、燃料基地用地を建設候補地として加えることのご報告をさせていただきます。

続きまして、令和2年6月9日につきましては、燃料基地用地を検討した結果、断念して新たに尾鷲市営野球場を建設候補地とすることのご報告をさせていただきます。

続きまして、令和2年10月30日につきましては、建設予定地でございます尾鷲市営野球場の検討状況、同じく令和2年の11月20日には、費用負担、基本構想等についてご報告をさせていただきます。

続きまして、令和3年の1月21日につきましては、一部事務組合の概要の案についてご説明させていただきますとともに、同じく令和3年の2月26日には、一部事務組合設立に対する進捗状況のご報告をさせていただきます。

本年の令和4年8月3日及び19日につきましては、現在進めております基本計画の素案についてご説明をさせていただきますと、こういう流れでございます。

以上でございます。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

細かく説明いただいたんで流れが大体分かってきているところ、僕も資料も頂きましてその流れに沿ってつづいたんですけれども、建設候補予定地というのが最初の説明の中で出てきた候補予定地であります。途中から建設予定地ということで言葉が文言が変わってまいりました。というのが、候補予定地なのか、もう決まった予定地なのかという違いになるのかなというふうに思うんですけれども、その文言の聞き取り方というところで答弁いただきたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

なかなか表現が微妙な違いです。そこを候補にしようということなんですが、より具体的に建設の話とか出てまいりまして、建設予定地という言葉の使い方なのかなと思っております。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

候補予定地というところで、いろいろ詮索しながら幾つか考えたときもあったと思うんですけれども、現在、市営野球場跡地という、跡地というかまだ市営球場あるんですけれども、市営球場を予定地にしたいというところなので、この予定地という部分に関して建設をするところですよということなのか、いまだに可能性として建設する場所として考えているところですかというのか、そこをはっきりとお願いしたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々としては着実に予定を組みながら進めていきたいという話なんですが、一応建設予定地ということで今進めているところがございますので、議員のおっしゃるところとちょっとニュアンスが違うかも分かりませんが、違っていたらご指摘いただきたいと思います。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

僕は読み取り方としたらもう予定地と変わった時点でその野球場の位置を建設地として定めたというふうに感じているところですけども、反対に違っていたらお願いしたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々はそういう位置づけで進めてきております。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

そういう位置づけで今野球場が指定されて建設地として考えられている進めているところだというふうに理解いたしましたので、この第2ヤードと第2ヤード丘陵地の案が出されて間もなく、その案が撤回されて現在の位置になったわけですけども、その説明の中で予定地の上に、送電線って私は表現するんですけども、ちょっと難しい言葉があるんですけども、送電線がその予定地の上にあるからという説明と、過去に中電の直最終処分場として使用されていたことが判明したからという説明があったと思うんですけども、この処分場として使用されていたこと、それが使えないからというのが送電線というのが大きい問題だと思うんですけども、近隣の方からするとこの最終処分場という中でこれが撤去されたものなのか、いまだに埋まっていて影響があるものなのかということも不安を要するものだと思うんです。

この質問の中で尾鷲市のことであつたりというところもあるのかなというふうに思うんですけども、これに関しても予定地が変わっていった経緯であるので分かれば、分かればというかはっきりとさせたい部分があるので、この最終処分場に使用されていただけの経緯なのかということをお願いしたいと思っています。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

全く議員おっしゃったように、最終処分場ということで法的なクリアする中でそういうふ

うに使っていたということなんですね。

それで、高压電線の下ということなんで、電気事業法でここまでは使えないよというのがあるって、結局最終的には敷地面積1万平米ぐらいいるわけなんですけれども、あそこに満たすような絵を描けなかったというのが面積的に難しかったというのが最も重要な理由でございます。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

送電線というのが一番の理由だと思うんですけども、あの下には処分に困るものが埋まっているのでというふうな表現だったと思うんですけども、そういうことを耳にしたことがございます。その説明、その処分に困るものというか、処分しなければならないものということが埋まっているのでということは、まだ埋まったままあると。これは法的に問題ないものというふうに捉えてよいのかなというふうに今の町長の答弁からすると思うんですけども、実際のものについてどういうものなのかというのは、町長、紀北町はその説明を受けたことがあるということよろしいですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

紀北町としてはございません。また、そういった面積を引くことによって、送電線による影響の面積を引くことによって1万平米の確保が難しくなったという時点で、面積要件的な部分でそこは難しいという話になっておりますので、そこにどういうものがどういう理由がという話ではなかったように記憶しています。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

分かりました。

それでは、市営球場を建設予定地としたことから、野球場の移転先であったり、その野球場の現在の規模と同等のものなのか規模が分からないというところであります。これは全協でも僕も質問したことがあるんですけども、その内容については尾鷲市が設計したりするので、こちらは聞いたことがないというような答弁だったように記憶しておりますので、そ

れに付随する災害対策などについても我々は応分の負担を強いられるところもあったり、広域で責任を持って処理場を建てることよっての野球場の代替地を求めなければならないという、施設を造らなければならないという責任もあると思うので、その利用団体に対して納得できるものを提示できる状態なのかというものについて、これははっきりと今回は答弁いただきたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

野球場は今議員もおっしゃっていただいたんですけれども、尾鷲市がどこにするかというのも最終的に決定していくものだと思っております。それは行政権の中でやることだと思います。

そして、我々が説明を受けたのは、そういう野球関係者の皆さんには一定の理解をいただいているということでございますが、最終的に今のどこへ建てるかということは尾鷲市の行政の中でありまして、我々しっかり協定を結ばせていただいているのは、この市営野球場使わせていただくことによってその野球場がなくなる、だから野球場に対して現行の規模の野球場をするのにどれぐらいの金額が必要なのか、また、そこに例えば津波浸水域に建てることによって避難をする場所が必要なら、避難する場所の部分をこれぐらい用意しますと、その上限設定はさせていただいております。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

今の答弁でもこの尾鷲市が責任を持ってという形での答弁だったんですけれども、我々はその野球場建っていたところを使わせていただきたいというふうに思う尾鷲市以外の4市町でありますので、この野球場の代替野球場の建設については、どこの場所に造るのか、安全性はどうか、我々はこの施設自体を安全な高台に建設しましょうの話で野球場を移転してもらわねなので、それをもともと危ないんじゃないかというところへ持っていかうとしている野球場の場所、規模、災害対策についてはどういうふうな形で尾鷲市が考えているのかというものをしっかりと聞く必要があるというふうに思っているのです、これについては答弁いただきたいというふうに思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今おっしゃったように、尾鷲市がどのような形でしていくのか、ただ、場所とかそういったものも一切協定書にはございません。金額的な部分だけをしております。津波浸水域に建てる方がいいのか悪いのか、尾鷲市の中で議論してもらった話じゃないかなと思います。

私自身は、ほとんどは津波浸水域でございますので、そこ自体を全部省いてしまえばもう紀北町も尾鷲市も恐らく何ら公共的なものは建てられないということでございますので、そういう観点で尾鷲市の方がどう判断するのかということだと思います。我々もずっと私になってからでも津波浸水域にはいろいろな建設事業等もさせていただいております。

まず理論上最大のものが来たらまず命だけを救う、そういったご説明をさせていただきながらそういった海岸部の建設もやってきましたので、それは尾鷲市さんがどのような形で住民の方に納得していただくかということでございますので、我々は場所とかそういった設備は一切協定書でも触れておりませんので、そのところをご理解いただきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

町長は協定書の中にならぬからということで、その移転場所、規模いろんなことについては、聞いておられるのか聞いていないからこの議員への説明の責任は別にならぬというふうに思われているのかというところであるのですけれども、これについては我々は知っておかなければならぬということがこれがないと次に進めないというか、今後の建設について前に進みにくいという、判断しにくいところがありますので、これは議長にお願いしたいんですけれども、これは資料とかを求めることはできないんでしょうか。

入江康仁議長

それは求められます。

7番 奥村仁議員

ですね。なので、できれば。

入江康仁議長

それは質疑の中でやってください、求めるんやったら求めるで。

7番 奥村仁議員

という議長の見解でありますので、これについては資料等どういうふうな予定をされているのかというものを示していただきたいと思いますので、資料がないのか、取れないのか、示せないのかという部分で、示せるものであれば休憩を取ってでもいただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

入江康仁議長

先答弁させます。

尾上町長。

尾上壽一町長

我々はそういった資料を持ち合わせておりませんし、尾鷲市の考え方や議論、いろいろな場所について野球場の話ですよね、そういう議論も新聞で読むのが我々の情報でございます、皆さんとご一緒だと思います。ありませんということです。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

今手元にもなくて、では町長は紀北町としてはこれに関してはどういう施設ができようが、その施設を利用する人が危険なんか安全なんかという部分に関しては関与しないけれども、野球場はどいていただくというふうに捉えているということなのかというところですけども、今なくても尾鷲市から頂くことはできないんでしょうかというふうに思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

尾鷲市が提供できるものだというところへ来たら提供してもらうことは可能だと思いますけれども、現時点では尾鷲市も今議論しているところだと思いますので、どういった規模のものができる、我々はあくまでも協定書で先ほど申し上げましたが上限として幾ら、そしてできるだけ負担を減らすような起債や補助金を使ってくださいということをしておりますので、実質的な負担分も今示されている金額よりも補助金等が入れば小さくなる話になりますが、そういった部分のお示しは一切ございませんので、尾鷲市もそういうものが表に出せる時期に来れば、我々だけじゃなしに市民の皆様にも提示するものだと考えております。

入江康仁議長

奥村議員の質疑も分かるし、町長の答弁も分かるんですけども、ここでちょっとこれは

知らないとか、今ないとかじゃなくて、やっぱり執行部のほうもこれは尾鷲市の全体だけの問題じゃないし、これはもう関連のあるやつだからちょっと調整したいと思うんで。

入江康仁議長

ちょっと暫時休憩10分ほど取りたいと思うんですけれども、いいですか。11時15分まで。

(午前 11時 04分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 15分)

入江康仁議長

奥村議員の発言を許します。

奥村議員。

7番 奥村仁議員

引き続き質問させていただきます。

この野球場の補償という部分に関してなんですけれども、5市町は、5市町というかほかの4市町を含めて移転補償をするというところで補償費を出すという部分で、この先に関しては尾鷲市の責任であって、我々4市町については責任の部分というのがその補償費で責任を負っているというところで考えてよろしいのかという部分と、今現在、尾鷲市がどのように考えているかという部分に関しては、何らかの形で説明もいただきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどは答弁が的確ではなかったかも分かりませんが、今再度ご質問いただいたんでお答

えをさせていただきます。

先ほど議員もおっしゃっていただいたように、この補償費という観点でお金が出ておりますので、その補償費につきましては、尾鷲市がどのように使っていくかという問題の部分でございます。

そして、その補償費をやっぱり野球場で6億8,500万円出すということになっておりますので、我々としてもそこは注視しながら尾鷲市の議論も見ながら、そして一定の図面とか出たら尾鷲市へもそういった資料も求めながら、尾鷲市の段階で判断してそれが出せるという時期になったら議員の皆様にもお示しさせていただいていきたいなと思います。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

答弁いただきましたが、補償費を出すといえどやはり野球場を移転していただくわけなので、多少の我々も知っていかなければならない部分が残るというふうに思いますので、それは資料を求めてもらいながら我々への説明もいただきたいというふうに思います。

それでは、次にまいります。

これまで負担してきている金額、費用についての確認をしたいと思いますが、この組合設立準備会のうちについては職員が出向という形で行っていたと思いますので、準備に係る予算というのは尾鷲市が負担していたというふうに理解しているところです。令和3年度については2,221万円、約ですけども、これは人件費込みでだったと思います。令和4年度については1,905万円、これも人件費を含んでいるというところで理解はしているのですけれども、紀北町としてこの予算を出してきているところでもありますけれども、令和5年度についてはまだ今から予算のことについていくと思うんですけども、予定としてどれぐらいを見込まなければならないのかという部分と、この令和3年度、4年度に人件費を含んでの予算を出していますが、その人件費幾らぐらいこの負担額の中で含まれていたのかということについて詳細をお聞きしたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっとその人件費の部分の私数字持っていませんので、人を出しているんで、それでその人に見合う人件費を出しているんですけども、まだ県からとかほかの方も入っているん

で、うちとして……。5年度はまだ予算組んでいませんのでちょっと無理だと思いますが、ちょっとお待ちください、すみません。

入江康仁議長

ちょっと今調べ中なので、ちょっとこのままの状態です。暫時休憩します。

(午前 11時 21分)

入江康仁議長

それでは、会議を開きます。休憩前に続いて、開きます。

(午前 11時 24分)

入江康仁議長

そうしたら答弁から、宮本環境課長、答弁。

宮本環境課長。

宮本忠宜環境管理課長

東紀州環境施設組合に紀北町が負担しております令和4年度の予算額につきましては、令和4年度負担金額の予算額が1,905万1,000円となっております。この中には総務管理費、清掃費等が含まれておりまして、総務管理費には組合の職員の人件費も含まれております。また、清掃費におきましては、今進めております計画策定とか環境影響調査の業務の費用等もその中に含まれているところでございます。

ちょっと申し訳ありません。今資料が手元にございませんで、人件費の部分だけで幾らかというのはちょっと分かりませんが、内容としましては負担金の中はそういうふうな構成で負担をしているものでございます。

以上でございます。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

分からない、今この場で分からない、これ組合議会ではある程度分かると思うんですけども、なぜ聞きたいかというところがやっぱりないとあかんと思うんで、やはりこのうちから紀北町から1人は出向、出向ではなくて組合議会の職員として行っているというところで、1人の人件費がかかっています。

ということは、この令和5年度に関しても人件費等いろんなものが含まれていて負担金が来ると思うんですけども、その場合のことを考えての質疑、質問なので、これに関してはこの場でというのが本当はいただきたいところですけども、1人の人件費分ということをしかりとした数字で後でよろしいのでいただきたいというふうに思います。

それでは、次に入ります。

尾鷲市による市民による建設の反対意見があったり、建設場所の再検討の意見が多々ございます。これまでに数回の説明会もあり、隣接事業者や市民がかなりの内容で説明を受けていない、周辺住民も受けていないというような旨の苦情とも言えるような発言をされておりました。

また、尾鷲市議会では尾鷲市での単独事業とすべきとの意見も出ていたことや、市民による反対、説明会での住民に対する不誠実な態度であったり、これはコンサルだったと思うんですけども、説明内容の曖昧さなどを見ていると、このような状況下で紀北町として組合に残るべきなのかという疑問すら出てくるところでありますので、それについて質問をします。

設立のときの協定に脱退というものを申し出たときの違約金などについての取決めはありましたか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ございません。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

これについては、今後いろいろ聞いていく中でこの予算をずっと見ていながらこの組合に残っていけるのかという部分も議論すべきときだというふうにも思っております。

また、尾鷲市はまず建設地に手を挙げた行政として、建設予定地に係る諸問題を解決をしていないというふうに思います。東紀州環境施設組合に責任を押しつけているようにも思いますが、町長として、また副管理者として、この状況についてどのように見ておられるのか、また、今後このまま曖昧なままで多額の負担金を出し続けていくのかお聞きいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

新たな施策とか事業提案するときは、別にこの5市町のことに限らず、紀北町においても異論とか反対とかそういったものがございます。そういったものを解決していくのはやはりこういった環境影響調査とかいろいろ問題が徐々に固まってきて、そのときにいろいろとお話をさせていただいてやっていくことが重要だと思います。

例えば、これにすればどの程度法定の基準を遵守しているのかと、また、その後も定期的にはどういう検査するのか、そういうこともやらなきゃいけないと思いますが、本当にご意見、ご異論はどんな事業、小さな100万円のものやっても出ますので、この5市町そういった大きな100億円以上の20年を踏まえたときに事業があるもんですから、まだまだ修正もしないといけない部分もあろうかと思いますが、我々として、我々というか私としては広域ごみ処理施設RDFの老朽化そういったことも踏まえ、また、これが今尾鷲市でもめているようなご意見ありますけれども、我々紀北町でもし建てるとなってもそういったご意見は同じような状況で出てくるのではないかなと私自身は考えております。

尾鷲市が勇気を出して決断していただいて尾鷲市の中でという、用地を提供していただいたということは、我々はその思いに応えるためにも一生懸命努力して、この広域ごみ処理施設何としてでも成し遂げていくという覚悟で尾鷲市、5市町全てでやっていきたいなと思っております。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

今の答弁でいくと、いろんなことが起こってきたとしても紀北町はこのまま進んでいこうという考えであるというふうに受け止めました。いろんな中で訴訟問題とかも出てくるかもしれないということを前提にすると、この問題に関しては我々は尾鷲市でまず解決しておくべきだったのではないかというふうに思っているところでもありますが、この状況であると、

広域の事務組合でその対応もしていかなければならないとなると、そういう訴訟費用に関しても上乗せでいろいろ起こってくるものだというふうに思いますが、そういうときもこの問題について尾鷲市に責任を取っていただくということではなく、組合で我々も責任を負うということによろしいですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは今も組合で進んでおりますので、組合としてそういったもしもの話はあまりしたくないんですが、もしそういう事態が起きれば組合として対応していかなければいけないと、そのように思っています。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

私は組合設立に関しても賛成もいたしましたし、これまで負担金に関するの予算にも賛成してきている立場であります。だからこそ、ここで一度立ち止まり、事業に反対される方々に対しご理解をいただける方法はないのか、ほかに建設場所はないのか、野球場を移設する予算をかけてまで現予定地に建設しなければならないのか各市町は考えなければいけないというふうに思っております。

そのためには来年度の負担金に関してもいろいろと考えていかなければならないことがあるというふうに思っておりますが、私も前に進むのであれば進めたい。ですけれども、支障になっておる部分に関しては責任を持って解決をしなければならないというふうに思っていますので、その部分に関しての町長の考えをお聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるのは全くそのとおりなんで、我々は反対者という意味ではなしに、ここに関わる住民の皆さん、それから議会の皆様、そういった皆さんにこういった施設に対して十分説明をしながらやっていくべきだと思いますし、我々といたしましても、今ここまで来た組合の広域ごみ処理施設、しっかりと説明責任を果たしながら成し遂げていきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

今回は今後何十年も関わってくる広域ごみ処理施設ということで、やるのであれば建設地の住民にもきちんと向き合い、紀北町としても後々までにこの取組が正しかったのだというふうに胸を張って言えるように計画の見直しのタイミングとして質問をさせていただきました。

以上で、この12月定例会の一般質問を終わります。

入江康仁議長

これで奥村仁議員の質問を終わります。

入江康仁議長

ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

(午前 11時 33分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

入江康仁議長

次に、3番 岡村哲雄議員の発言を許します。

3番 岡村哲雄議員。

3番 岡村哲雄議員

議長の許可を得まして12月議会の一般質問を行わせていただきます。

マスク外してよろしいですか。

入江康仁議長

はい、いいです。

3番 岡村哲雄議員

今回は3点ございます。1点目は、サル害について、2点目がごみの減量対策について、3点目は災害時要配慮者についてでございます。各対策を一步前へ進めていきたいという思いで質問させていただきたいと思っております。

まず、サル害についてですが、今全国的に獣害が増えている傾向があるとされておりまして。紀北町でも近年獣害はますます増え、見過ごせない状態になっております。今回獣害の中でもサル害について焦点を絞って質問させていただきます。

なぜサル害かといいますと、普通イノシシや鹿は農地を荒らすだけですが、玄関扉を開けたり人家に忍び込んで仏壇のお供え物をもらっていったり、あるいは冷蔵庫を開けたりするのは猿以外ございません。最近では人の被害もぼちぼち出かけておるような感じしております。

そこで、サル害対策に焦点を絞って質問させていただきます。

まず、サル害についてどう思われているのか、現在の状況を見まして町長の見解をお聞きしたいんですが、よろしくお願ひします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、岡村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

サル害の状況でございますが、猿は水稲や果樹、野菜などの農作物に被害が発生するほか、近年では、集落内に猿が出没し屋根に上り、あるいは家の中に侵入するケースも聞いております。また、通学路や学校周辺に猿が出没するというところで、先ほど議員が申し上げた人的被害、これについても心配でございます。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

それでは、町内のサル害についての被害調査はしているのか、あれば被害の実態を示していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

被害につきましては、担当課長のほうから答弁させていただいてよろしいでしょうか。

入江康仁議長

はい。

岩見農林水産課長。

岩見建志農林水産課長

お答えします。

被害の実態につきましては、猿の農業被害の実態等調査しているものがございます。これは共済加入において獣害被害において支払われた共済の実績に基づいて算出されたものでございますが、近年でいいますと、令和2年度、果樹でいいますと被害面積が10a、被害量が1,500kg、被害金額としまして25万9,000円、野菜などは2a、被害量は247kg、被害金額は5万9,000円となっております。

令和3年度に関しましては、果樹のところでは10a、被害量は1,500kg、被害金額は25万9,000円、野菜につきましては2a、被害量は247kg、被害金額は5万9,000円と報告がございます。

農業の被害に関しましては、以上でございます。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

今いみじくも被害報告がございましたけれども、やっぱり農業被害でございます。私が問題にしていますのは人家の被害でございます。人家の被害はどうも調査されていないようですので、私が調査した内容をちょっとかいつまんでお話しさせていただきますと、私は相賀地区中心に調査させていただきました。住民の方が言われることは、網戸を破られ侵入された、あるいは家に入ったら奥の部屋から出てきた大きな猿とぶつかり尻餅をついて負傷したと、こういう事例もございます。あるいは、侵入した猿が牙をむけてきたと、ご年配の女性ですけども、牙をむけてきて怖かったとか、一生懸命話されるお年寄りが多かったです。

現に相賀地区の新町、本町、山際ですね、あちらのほうは玄関に鍵を締めている方が多いんです。なぜ鍵を締めているか。夏場も締めておるそうです。ドアを開けて入ってくるそうです。そういった被害が出ています。

先ほど言いましたように、人的被害ももう出だしております。特に、最近、ここ数年多く

なったという話がございます。もう今や私は農林水産課の枠を越えまして危機管理課の課題にもなっていておるんじゃないかな、人的被害に関しますと、そんな感じも持っております。

そこで、住民からの、農業者以外ですね、農業者以外の住民からの猿の苦情や要望について出てきておるんでしょうか、ありましたらどういった内容なのかお聞かせ願います。

以上です。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

苦情なんかは、また担当課からお話しさせていただきます。

うちの町も相賀なんで、もう見かけます。近くでも見かけて、うちの屋根も乗り越えて近くに果樹の木がございますので、そこを通って行ったり、もうその辺投げていったりとかそういうのがありますし、この間うちの近くなんですけれども、奥のほうでがさがさしていたと、住民は2階でいたんで知らないうちに入っていたとか、そういう話が私の耳にも十分入っております。

じゃ、課長のほうからお話しさせます。

入江康仁議長

岩見農林水産課長。

岩見建志農林水産課長

お答えします。

相賀地区で町なかに猿が出没し、屋根に上り走り回ったり、家の中まで入ってくるといった情報もございます。その他の地区でも栽培している果樹を食べられた、放置されている栗の木の周辺に集まって騒いでいるとか、そういった苦情が寄せられております。

そのような情報が入った場合は、見守り支援員さんによって現地に赴いていただいて、猿の追い払いを実施させていただくとか、見回りの強化をさせていただいておる状況でございます。

以上でございます。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

前回のこの本議会で聞いたと思うんですけれども、猿の捕獲数ですね、去年あたり50頭ぐ

ら行ってちょっと聞いたんですけれども、猟友会中心に猿捕獲しておると思うんですけれども、捕獲の頭数とどの地区から何頭ぐらい捕獲されておるかちょっとお聞きしたいと思います。

以上、お願いします。

入江康仁議長

岩見農林水産課長。

岩見建志農林水産課長

お答えします。

猿の捕獲頭数に関しましては、猟友会の有害捕獲として報告がございます。令和3年度に関しましては、江竜地区で1頭、三戸2、志子奥2、十須1、出垣内1、東長島1、久野1、道瀬1、三浦1、山本2、古里16、長島地区で29頭でございます。

海山地区に移りまして、相賀3、小山2、上里1、河内11、島勝浦2、中里1、便石2、便ノ山3、船津1、矢口浦1、計海山で27頭でございます。

以上でございます。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

今捕獲した地区を聞きますと、やっぱり紀北町全域にわたっておるような気がします。

そこで、猿のサル害対策するときには現在の状況をつかまないといけません。それで、群れ、グループですね、猿の群れとか頭数とか調査した内容がありましたらお聞きしたいと思います。よろしくどうぞ。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

少し古くなります。平成23年度においては、猟友会、農業委員会、役場などの関係団体で構成する紀北町鳥獣害防止対策協議会が町内の集落に対し加害するニホンザルの群れのうち、4つの群れについて発信器を装着し、その発信器を用いた遊動域調査を過去に実施したことがございますが、現在、継続した猿の個体群の調査は行っておりません。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

今町長の言ったのこの資料だと思います。先日、農林水産課から頂きました。これ見ますと、平成24年とちょっと古いことが一つと、それから4グループやっております。これ見てびっくりしたのは、例えば矢口から小浦、汐見の辺りまでかなり広い範囲で移動範囲があるのが分かりました。

それと、これ4つしかございません。今よく出ています相賀あるいは三野瀬、便ノ山、赤羽そういったところがありません、残念ながら。というのは、調査はまだ不十分なんじゃないかなと、こう思っております。それは間違いないと思います。

今現在は、この令和4年度にさらに増えておるという感触を住民の方は皆さん持っておられます。ここ数年がひどいそうでございます。ということで、この調査をさらに続けていただきたいと、もっと細かくやっていただきたいと私は思っております。

そこで、この12月1日、三重県や紀北町が主催者で遠隔講演会、Zoomを使った講演会がございました。「ニホンザルの管理方法 群れ管理と地域主体の被害対策」ということで、兵庫県立大学の山端直人教授がされた講演でございます。私は残念ながらちょっと出席できなかったんですけども、資料を頂きました。彼が言うには、伊賀地区中心に10年ほどかけて対策がなされたと。現在、非常にいい効果が出ておると考えております。今なら彼が言うには5年で効果的な実行ができるということをおっしゃられます。

提案なんですけれども、猿はイノシシや鹿と違って、いわゆる猿知恵という記憶力や学習能力が高く、屋根や電線なども伝って侵入するなど、防除が難しいと言われております。

しかし、この猿知恵を逆用して人里は怖い、猿を見たら必ず住民が追い払うということを学習させれば、猿は寄ってこないという話がございます。現に私が聞いた住民の話では、ある男の人が棒を持って追いかけたそうです。徹底的に追いかけたそうです。それからその家に寄らないといいます。猿はそういった知恵があって、それを猿の子どもたちにも伝えていく能力あるそうです。ただ、一部の人が追い払ってもなかなかできません。効果的なのは住民自らみんなが寄って追い出すのが一番大事だと、こう言われております。

具体的な対策方法として、山端先生の講演内容を参考に提案したいと思いますけれども、まず、現在の調査ですね、現状を把握する、これが1点。次に、住民、もちろん行政、猟友会全て勉強会を開く。3つ目が、その勉強会を基に追い払いをやる。例えばパチンコ、あるいは鉄砲の空砲、花火、モンキードッグの補充、いろんな方法があると思います。それから4つ目が駆除、どうやって駆除するか。

現在、50頭駆除されたとはいえますけれども、猟友会残念ながら人家では鉄砲打てません。人家での駆除が問題なんです。それが伊賀地方では、人家も含めた農地、農地も含めた人家も含めた駆除方法をいろいろやっています。遠隔操作しての大型檻の設置、あるいはICTを活用した駆除、そうしたものをやられております。

あと、防御、講演会で紹介されたおじろ用心棒の囲い、あるいはまるみえホカクンというものの設置、問題は追い払いするときの主体ですね、誰がやるか。さきに課長が言われたのは、集落支援員の方ですか、追い払いをやる。ただ、集落支援員の方は猿が出てからしばらくかかるんですね、来るのに。来たときはもういないと思います、残念ながら。だから、効果があるかといったら、ちょっとクエスチョンマークでございます。一生懸命やられているのはよく分かりますけれども。

実際が一番いいのは電波をつけまして、猿が来るのを電波で確認しまして、それを放送なりして、皆さんが住民に全部言って追い払う、一斉に追い払う、山まで追い払う、これが一番効果的だと言われております。

こういった効果がいろいろあるやる方法があると思いますが、これに関して対策に関していかが思われますかお考えをお聞かせください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、猿なんですけれども、増えているんじゃないかというお話もいただきました。増えていることもありますし、また、行動域がやっぱり山からどういう事情かこうかしか分かりませんが、里にも下りてくるようになったということがあります。もう里のほうがおいしいのがもう、さっきの猿知恵じゃないですけれども、もう八百屋さんが近くにあったんですけれども、その野菜は必ず食べていくということでございますので、そういうやっぱり知恵がありますので、よりおいしいものを求めているので里へも下りてくるのかなと思います。

そういう中で、今ご指摘いただきました、まず今全てそのとおりだと思っておりますけれども、まずはこれ勉強会などをしていただいて、危険もありますのでただ勝手にやるんじゃないに、どういうやり方がいいのか、そして、議員もご指摘あったように、地域でそういう追い払い、追い払うということ、餌になるものを出さないとかそういう取組がないと、行政が1人、2人雇って今おっしゃったように出たからといって行く、電波が来たからといって行く、そういうものよりもやっぱり地域でやらなきゃいけないと思うんですけれども、よく勉強してい

ただかないと怖いですが、猿。4匹も5匹もうちの近くでもいます。私でも棒持ってかかっ
ていこうかという気になりませんので、それが高齢者の方に強いること自体がどうかと思いま
すので、まずは勉強してお互いに行政も地域も勉強していただいて、じゃどうというのが効果
があるのかということをやすべきだと思っております。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

今町長言われたとおり、やっぱり一番大事なのはまず学習ですね、勉強です。この間、リ
モート講演会やりましたけれども、私は彼が言っておる伊賀地方で、伊賀で効果がある、だ
から、伊賀の住民の方、先進地の方に来ていただいて、住民が主体となって勉強会をやりた
いと。当然行政もやらないとですよ、行政もやらないといけないと思っておりますけれども、彼が
言うには地域主体の被害対策、これと群れを単位とした頭数等の管理、駆除といいますか頭
数削減、行き場のない群れの除去、悪質個体の除去こういったこと、2つの両輪が初めて進
めることによって効果があるということ言われています。そのとおりでございます。

ということで、勉強会を先やるべきだと。その勉強会の仕組みといいますか、設定を行政
にやっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

どういう形でできるかは別としてやっていきたいと思っております。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

分かりました。

じゃ、あとまとめだけちょっと言いますけれども、猿による子どもや女性、お年寄りなど
住民の被害が出る前、ちょっと一部出ていますけれども、住民に人的被害が出る前に住民、
行政じゃなく、住民と行政が連携して猿防除対策に取り組む仕組みづくりから始めて、猿の
害がなくなり安心して玄関を開けることができる。しかも専門家が5年かかるって言います
ので、息の長い取組が必要であると思っております。ぜひお互いに頑張りたいと思っております。よろし
くどうぞお願いします。

続きまして、ごみの減量対策に入りたいと思います。

地球温暖化は、異常な豪雨、猛暑、台風などの気候変化をもたらし、地球規模での災害が頻発しています。昨年の8月には、国連が地球温暖化の原因は人間の活動によるものと断定し、11月にイギリスで開かれたCOP26では、気温上昇を1年ごとに抑えるために二酸化炭素の排出量を2030年度までに2010年度比で45%に削減する必要があるとされました。日本の削減はちなみに42%とされています。

ごみの減量は今や待ったなしでございます。ごみの減量化について町長はどのように考えられているのか、全般についてお答え願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ごみの減量につきましては、これからやるべき課題の一つだと思います。ただ、紀北町なんかもごみ減量対策はやっているんですがなかなか減らないという、だから排出側もそうなんですけれども、作るとか過剰包装とかいろいろありましたよね、この後プラも出るんでしょうけれども、そういったものを転換していく、ごみを減らすこの製品を作る側からそういう努力をしていただかないと、住民だけでは一定のところまでは努力できるけれども、それ以上はという部分もあるかと思います。

いずれにしろ、ごみの減量は必ずやっていかなければいけない事業だと思っております。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

ごみの減量化も待ったなしのところでございます。ただ、サル害と違いましてごみの減量化徐々にいきますので、なかなか思い切った手が打てない現状があると思います。

ちょっとお聞きしたいんですけれども、年間のごみ排出量、特に紀北町はごみが多いほうか少ないほうかつかむために質問するんですけれども、年間のごみ排出量について紀北町と県内平均の差はどれぐらいあるのか、分かれば事業系ごみと家庭系ごみ別にお聞かせお願いしたいと思います。

以上。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ごみはトップクラスですね、多いのは。そういう中で県の平均が、令和2年ですけれども、家庭系が県の平均で702g、事業系が245g、1日ですけれども1人、ですから947gということになっております。その中で紀北町は1人当たりのごみ排出量889gとなっておりまして、大変多いということでございます。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

そうなんです、紀北町は多分多いと思います、総体的に。総体的に多いということですが、これについての要因というのは何か考えておられますか。要因はどんなものでしょうか、分かれば教えてください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

家庭系ごみの多い要因なんですけれども、これは今のところ細かく分析はしておりません。ただ、先ほども申し上げたんですけれども、ごみ減量をやっていないかという、いろいろ啓発もしながらやっております。そういう中でも多いのが現実でございます。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

今の答弁聞きますと、原因がはっきり分からないという感じを私受け止めました。

そこで、私県の平均も聞きましたけれども、今度、今計画されます東紀州5市町のごみ処理施設の問題でございます。実は広域ごみ処理施設建設の費用分担というのちょっとあります。ちょっとごみの減量化何関係あるかといいますと、これ見まして実は5市町で今計画されていますけれども、こういうデータがございます。これは令和2年の11月10日に尾鷲市の行政常任委員会で示された表でございますけれども、私も議会の議員として聞いております。

実は、人口5市町の中で一番多いのは尾鷲でございます。次は熊野、3番目が紀北町でございます。御浜町と紀宝町はぐっと落ちます。ところが、実は運営費、5市町の運営費でございますけれども、運営費は均等割が10%でございます。5市町同じですね、10%。運営費ですよ。それに対してごみ処理量、これが90%でございます。ごみの量ですね、これで90%

の運営費が決まるんです。

負担額いいますと、これびっくりしましたけれども、びっくりすることですけれども、人口は紀北町は3番目でございます。運営の負担額は1番トップでございます。ちょうど2番というのは尾鷲市なんですけれども、3番目の熊野市と比較します。すると、熊野市のデータは平均処理量が年間10.37 tです。運営費が20億7,360万円でございます。ところが、紀北町、まずごみの処理量13.79 tでございます。運営費が26億9,820万円です。この運営費の20何億円というのは、いいますと令和9年から20年間の平均推計ごみ処理量で算出しております。紀北町が出した推定量、これでいきますと、先ほど言うように熊野市と比べて幾ら多いかですよ。20年間ですけれども、熊野市より人口が少ないのに6億2,460万円も多いんです、このままいきますと。少ないのに多いんですよ。これも落差考えるとかなり大きいです、大き過ぎます。

そこで、さっき町長言われましたように、ごみの減量化のプランとしましては、まず、三重県のごみゼロ社会実現プランというのございますけれども、ごみゼロ社会を目指して実現のために取り組んでおる内容でございます。

減量化プランには、まず1番の発生抑制、町長言われたことそのとおりでございます、発生抑制。2つ目が再使用、3つ目が再生利用、4つ目が熱回収、5つ目が適正処分とあります。こういったプランを三重県がやっております。そういったプランをやっていますので、これらの県のごみ社会実現プランにおける三重県の削減目標も立てております。それに連動した紀北町のごみ削減計画というのはあるのか、あったら事業系ごみと一般家庭ごみ別にお聞かせ願います。なければならないということで。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今のところそういう目標は立てておりませんが、がなんですけれども、広域で示されている1人当たりのグラムがありますので、そのところの数値に合わせていかなければいけないなと思っております。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

先ほど言いましたように、ごみの減量化です。今これといった対策というのはあまり目に

見えておりません。やっておられるんだと思いますけれども、目に見えておりません。もう待ったなしでございます。

一番この5市町の計画がもし進んだならば6億円、7億円の差が出ると。もう大変な額でございます。減量化のそれだけ余地があるということです。熊野市と紀北町何が違うのか。住んでる人間は同じです。人口はこちら少ないです。事業系もこちら事業者が多いという話もありますけれども、向こうもお年寄りが多いので多分施設の事業所も多いと思います。これだけ差があるのはちょっと不思議でございます。

ということは逆に言えば、減量化の余地がまだまだあると思っています。減量できる力といますか余地があると思います。当然減量するためには行政が笛吹いただけではありません。住民が動かなければなりません。ただ、動けるような仕組みをつくっていただきたいんです。もちろん旗振って掛け声かけていただきます。住民の組織なんかも動かしまして、同じようにやっていかなければ何もなりません。仕組みなり方法なりもっと具体的に踏み込んでいただきたいというのが私の提案でございます。

事業系のごみも他の市町村より費用が安いというような話もございます。そういったものも全部含めまして尾鷲市はなぜ少ないか、多分有料ごみ袋の話もあると思います。ただ、熊野市はちょっとよく分かりませんが、熊野市に負けない程度に十分できると思います。

2030年度までにごみ減量をするための抜本的なごみ減量化対策を立てる必要があるのではないかと、こう思っております。町長の答弁をお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

紀北町も計画は一般廃棄物処理基本計画とか分別収集処理計画がございます。先ほどののは数値的に設定していないという話なんで、申し訳ございません、答弁足らずで。

そういう中で、ごみのそもそもの話なんですけど、人口的に見て家庭ごみですと、結構分別の種類にもよるんですけども、尾鷲市なんかはプラスチック部分の分別がございます。そういう中でその部分が違うけれども、じゃ1人当たりのプラスチックを尾鷲市例えばプラスしたときに紀北町とというと、そんなにもむちゃくちゃ大きく差はないんです。

そういう中で、やはりうちは事業系のごみが大変多いというのも事実でございます。これ病院とか介護施設、そういったものの病床数が尾鷲市なんかと比べてずっと多い状況になっておりますので、そこから出る。

それから、うちは交流人口一時期29年以前ですと200万人を目指しておりまして、ほぼ目標達成までいって、今150万人という数値置いているんですけども、そういうことからすると大変訪れていただく方も多いんでございます。

ですから、そういう部分の事業系の部分が大きく影響しているのは事実でございます。家庭系でももちろん多いんですよ。多いでやっていかなければいけないんですけども、一番やっぱり大きな原因は事業系の部分が多いなと私自身は思っております。

議員おっしゃるようにこれから運営費においては、排出量において運営費が決まってくるので、そういった観点からもしっかりと減量していかなければいけないし、この5町のことを考えなくても、今のRDFの処理の段階でもごみが多いということはそれだけお金がかかるということなんで、そこらはしっかりと対応していきたいと思いますが、なかなか私になって12年過ぎましたけれども、減りません。はい、頑張ってます。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

そうですね、ごみ減量化って大きな声で言いますが、なかなか難しいのは分かっています。一步、二歩進んでいただきたいんです。一步、二歩見える形で対策を示していただきたいんです。そういうことでございます。

一つ聞き忘れました。ごめんなさい。プラスチック資源循環促進法を受けて、今後、紀北町はどのように対処していくのか、スケジュールがあったらお聞かせ願いたいと思います。いかがでしょうか、プラスチックごみですね。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今議員おっしゃったように、プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律、これできました。そういった意味では、プラスチック製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収や再資源化を促進するために制度の創設の措置を講ずることとなっております。生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としております。

本町においても、ペットボトルや発泡スチロールなどの資源ごみの回収を行っておりますが、さらに分別品目を増やすなど、引き続きプラスチック製品の分別収集も検討していき

いと思います。

ただ、先ほど議員が3Rのごみ減量の話もされました。その中の一つに熱回収ということもありますので、うちは単純にいうと熱のリサイクル率ものすごく高いんです、RDFそっちに出しておりますので。そういう意味ではこれがRDF化ではなしに、ごみの焼却になったらもちろん積極的に他市町と同じように廃プラの削減にも分別にも取り組んでいかなければいけないと、そのように思っております。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

それでは、次の質問に入りたいと思います。

災害時要配慮者等の支援についてでございます。

先日、紀北町と自治会連合会主催の防災講演会が開かれました。その中で三重大の磯和教授が災害時要配慮者支援について話されましたので、大いに勉強させていただきました。

その中で、避難行動要配慮者という言葉が出ました。これが印象に残っております。町内には、高齢者を中心に災害時要配慮者が多いんですが、この要配慮者の避難対策について、町長はどのように考えられておられますかご答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

災害時要配慮者支援ということでございますけれども、これは避難行動要配慮者ということですが、まず、要配慮者の方とは、高齢者、障害者、乳幼児、その他例えば妊産婦、傷病者、日本語を十分理解できない外国人などと認識しております。そういった方、議員おっしゃたように大変多くの方が見えます。

それと、今総体的に言っているんですが、避難行動要支援者ということで名簿なんかも作成しております。この中には災害時要援護者と災害時要配慮者というものが含まれておりまして、大変多くの方々が紀北町にはいらっしゃいます。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

今町長が災害時要配慮者等のリストはあるよと、ちょっとリストの存在言われましたけれ

ども、これは多分いわゆる民生委員には回っておると思うんですけども、自主防災会のほうにはリストは回っておりません、私自主防災会長ですのでよく知っていますけれども。これはどうしてなのでしょう。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっと担当のほうから答弁させます。

入江康仁議長

長井危機管理課長。

長井裕悟危機管理課長

名簿のほうなんですが、作成のほうは町のほうでしておりますが、必要に応じて民生委員さんとか、自主防さんにも警察関係とかにも要請があれば提出するようにはなっております。

以上です。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

そのリストですけども、それはリストは本人が手挙げ方式で載せたんですか、それともこちらが強制的に作ったのか。あれは自主防災会なりそういうの要望すれば頂けるんですか、その点だけお聞きします。

入江康仁議長

長井危機管理課長。

長井裕悟危機管理課長

名簿のほうにつきましては、手挙げ方式でこちらのほうから文書流させていただきまして、名簿に載せてよいかということで作成しております。

先ほども申し上げましたが、要請があれば提出するようにはなっておりますので、自主防さんのほうからどの部分というふうなお話をいただければ出すことは可能なんですけど、ただ、その名簿作成時におきまして、名簿には載せてもいいですけども、情報公開しないでくださいというようなところがございますので、そこら辺はちょっとすり合わせなければなかなか難しいかなとは思っております。

以上です。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

今お聞きしましたとおり、名簿を取ったときに本人が情報公開してもいいというリストについては頂けるというわけですね、それは本人が承知しているから。そういうことですね。分かりました。

それから、講演で出ました、磯和教授が言われたんですけれども、避難行動計画つくるときに、行動計画というのは町とか自主防災会とかそんなところつくるんですけれども、必ず医療・福祉専門職の協力が不可欠だと、こう言われました。この医療・福祉専門職、僕初めておっと思ったんですけれども、どのような方が想定されると思われますか、また、そういう人は各地区で確保は可能だと思われませんかご答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

大変重要なことだと思うんですが、職種としては医療系ではお医者さんとか、看護師さんとか、そういった方になろうかと思えます。あと、福祉系では社会福祉士とかそういう感じの介護等に関わっている皆さんのことだと思っております。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

分かりました。確保についてはちょっと分からないということだと思えます、確保できるかどうかというのは。お医者さんがええって言えば来れるし、あかんと言ったら駄目だし、そう思われます。

それでは、福祉避難所、先ほどもちょっと出たと思えますけれども、つい最近もデータあるんですよ。福祉避難所というのは紀北町に何箇所あるんでしょうか、長島地区と海山地区に分けてご答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

福祉避難所は協定という形で今結んでおりまして、6事業所9か所でございます。長島と海山とのやつは、4か所と5か所半々ぐらいという形です。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

分かりました。

次に入りますけれども、9月議会でも私質問したんですけれども、紀北町の個別避難計画でございます。まだ立てられていないと、立てるというのもまだないような感じするんですけれども、その後作成に関して何か進んでおられるかどうかちょっとお聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そのときにもお答えさせていただいたと思うんですけれども、大変難しい問題がございますし、個別に支援しなければいけない方たち、それを誰が支援するのかと、そういう問題もありまして、なかなか今おっしゃるように進んでいないの、他の市町も同じような状況だと思います。

そして、ほかの議員からも度々こういった質問もあるんですけれども、なかなか行政が1年に1回その情報を例えばつかんだとします、先ほどのような支援者の。地域そのときの事情によって変わってきますし、そういった部分では大変難しい要素が含まれております。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

何か個別避難計画を立てるには計画するには、どういったことが必要だと思われませんか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど申し上げたように、個人情報の問題とか、誰がじゃ支援するのか、そういった問題が大変難しい課題であります。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

各地区の何か協力とかそういうものはやっぱり必要なのかどうかちょっとありましたら聞かせてください。

入江康仁議長

長井危機管理課長。

長井裕悟危機管理課長

すみません。この個別支援計画につきましては、やはりその地域の実情に合わせたものが
必要かと思いますので、地域の方々のご協力のほうが必要かと思います。

以上です。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

ごめんなさい、地区の計画を見ますと、よく聞きますのは、地域避難計画と地区防災計画
ってよく聞くんですけども、私地域避難計画というのは行政が中心の計画でございます。
地区防災計画というのもあると思うんですけども、これについて何かご存じでしたら。

入江康仁議長

長井危機管理課長。

長井裕悟危機管理課長

地区防災計画につきましては、やはりその地域の実情ですね、どういった方がお住まいで
あるとか、どういった方が支援が必要とか、例えばの話ですと、もう一つは、ごめんなさい、
どこまで避難できるかとか、それが昼夜問わずにどういった計画で避難できるかどうかのい
ろいろなやはりその地域の実情に合わせたものを作成する計画だと思います。

以上です。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

今言われました地区防災計画は、これつくる主体は自主防災会ですか、行政ですか、どち
らでしょうか。

入江康仁議長

長井危機管理課長。

長井裕悟危機管理課長

行政のほうで音頭のほうは取らせていただきたいと思うんですが、やはり実情に合わせたところでいきますと、自主防災会なり地区のほうでつくっていただくものかと考えます。

以上です。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

私もちらっと聞いたことあるんですけども、地区防災計画を川口先生も提唱されとると思うんですよ、三重大の。作り方とか結構ノウハウがいますので、もしあれやったら音頭取っていただけるんだったらそういった勉強会みたいなのを、各自主防災の役員を集めて勉強会みたいな設定していただいて、それで地区防災計画できれば、それこそ個別避難計画の呼び水になるんじゃないかと、こう思うんですけども、いかがでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今まで川口先生とかにも地区にも入っていただいて、それぞれが地域でもやっていただいていると思います。そういった中で、自主防災会や自治連合会に対してこういった勉強会もしていただいて理解していただかないと、こういったものは地域において難しい、前へ進めるのは難しい問題だと思いますので、これからもその勉強会等をやっていきたいと思いますが、幸いにしてうちは川口先生にそれぞれの地区地区地区に入っていただいたりもしておりますので、そういったところを取っかかりにやっていただければいいのかなと思いますし、行政のほうもその方向でやっていきたいと思います。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

私がちらっと聞いたところによりますと、三浦のほうで入られたやつ聞いたことあります。私はもちろん順番待っていてもいいんですけども、相賀地区は、待っていてもいいんですよ、本当は全体にそういった機会、全員集めて各自主防災会長50になるか60になるか、そういった場で勉強の場をつくっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは三浦のほうも地区が自主的につくっていただいているような状況でございますので、やっぱりそれぞれの地域によっても温度差がございます。そういう中で自主防災会という全体の中で我々は啓発しながら、そういった地域地域でそれぞれの取組の中の一つにもそういった地域の避難行動計画とかそういったものをつくっていただく、そういうことが重要ではないかと思えます。

入江康仁議長

岡村議員。

3番 岡村哲雄議員

もう残り3分ですので、全体のちょっとまとめに入りたいと思います。

私今日話したのは、1番目のサル害対策、2つ目のごみの減量化、この2点につきましては、今もそれなりの活動はされておるとは思うんですけども、取組されていると思いますけれども、住民にそれがあまり見えません。特にサル害対策等につきましては、何にもしてくれんという声もあります。行政に言っても何もしてくれんと。私は一部やっておるんだと思いますけれども、なかなかそれが見えてきません。

サル害対策といいますと、対農業対策のイメージが強いです。多分国とか県もそこに焦点がいつとると思います、農業の被害ですね。国の交付金も出ると、補助の交付金も出ると言っています。特に私相賀ばかり言いますけれども、相賀でも三浦でも、あるいは長島、赤羽もそうだと思います、便ノ山もそうでございますけれども、もう人的被害が出始めとんです。人家に対するサル害対策を目に見えるような形でやっていただきたいと。一步でも二歩でもやっていただきたいと。当然住民を巻き込んで、行政だけでやるというんじゃなし、住民も巻き込んでやっていただきたいと、こう思います。

ごみの減量化対策もそうでございます。行政だけに要望しても駄目です。行政が住民にいつて同じように活動できるような、活動しやすいような仕組み、いいですか、高い目標じゃなくできることから始めると、そういったことをぜひやっていただきたいと。仕組みづくりでございます。

エネルギーはやらんならんというエネルギー、サル害も対策せんなんというエネルギーは住民は持っています、できるできんは別としまして。そういったエネルギーを大いに利用していただいて、一步なり二歩なり前へ進んでいただきたいと、見るような形でお願いしたい

と思います。

3つ目につきましては、特にありませんけれども、地区防災計画の学習会、これをぜひやっていただきたいと、こう思います。

以上で、私の12月議会の一般質問を終わります。

入江康仁議長

これで岡村哲雄議員の質問を終わります。

なお、近澤チヅル議員ほか2名の質問者については、明日14日の本会議の日程といたします。

入江康仁議長

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さんでございました。

(午後 1時 53分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 5年 3月 20日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 原 隆伸

紀北町議会議員 東 篤布